

屋外広告業登録申請等の手引き

- ・令和8年1月から、オンラインで、新規登録・更新登録の申請ができるようになりました。

令和8年1月

岐阜県都市建築部都市政策課

目 次

1	登録制度の概要	1
2	登録の申請（新規・更新）	2
	○法人の登録	3
	○個人の登録	4
3	登録手数料	5
4	登録の拒否	6
5	登録事項の変更	8
6	屋外広告物登録業者の義務等	9
7	廃業等	10
8	屋外広告業の登録	10
9	登録の抹消	10
10	各申請書の記入方法について	10
11	その他	11

1 登録制度の概要

（1）屋外広告業の登録とは

岐阜県内で屋外広告業を営もうとする者は、県内における営業所の有無にかかわらず、知事の登録を受けなければなりません。（岐阜県屋外広告物条例第30条）

（2）屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。すなわち、広告主から屋外広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け、下請けの別を問わず、屋外広告業に該当します。

（3）登録の有効期間と更新

登録の有効期間は5年です。有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。（更新の登録の申請をした場合は、有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有するものとします。この場合、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとします。）

更新の登録を受けようとする屋外広告業者は、現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該更新の登録を申請してください。なお、更新の受付開始は有効期間満了日の2カ月前からです。

2 登録の申請（新規・更新）

登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、後述の必要書類を準備の上、岐阜県都市建築部都市政策課地域計画係まで下記のいずれかの方法により提出してください。

登録手続きが完了した後、別記第13号様式の屋外広告業登録証を送付します。

更新手続きに必要な書類は新規登録と同じです。

※郵送、持参の場合の提出は1部です（副本が必要な場合は2部）。

返信用封筒は必要ありません。

【申請方法】

①郵送：必要書類を作成して下記へ送付してください

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県 都市建築部 都市政策課地域計画係

②持参：県庁（上記住所）1階受付に屋外広告業の申請とお伝えいただき、11階（都市政策課）にお越しください。

③オンライン：LoGo フォームを利用したオンライン申請が可能です。
右のQRコード又は以下のリンクからご利用ください。

<https://logoform.jp/form/T8mB/1357500>

【LoGo フォーム】

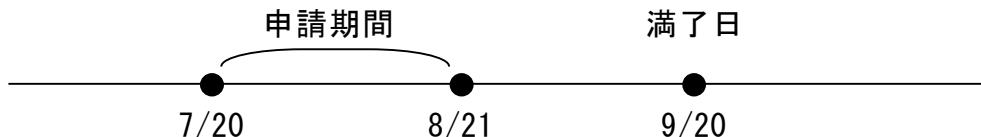


【更新の際の申請期間】

有効期間満了日の2か月前から30日前までの間に、当該更新の登録を申請してください。

例：有効期間満了日 9月20日

→申請期間：7月20日から8月21日まで



○ 法人の登録

<屋外広告業（新規・更新）登録申請に必要な書類>

書類の名称	郵送・持参	オンライン
屋外広告業登録申請書（第10号様式 第1面, 第2面, 第3面（※）） ※岐阜県収入証紙で納入する場合のみ。P5「3 登録手数料」を参照 ※岐阜県収入証紙で納入できるのは、令和8年9月末日まで。	<input type="radio"/>	オンラインで入力
誓約書（第11号様式）	<input type="radio"/>	オンラインで入力
法人の登録（履歴）事項証明書 ・申請日から 6ヶ月以内 に取得したもの。 ・オンライン申請又はコピーを提出する場合は原本証明を行うこと ^{*1}	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
略歴書（第12号様式） ・役員全員分を提出してください。	<input type="radio"/>	オンラインで入力
業務主任者の住民票の抄本 ・申請日から 6ヶ月以内 に取得したもの。 ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・オンライン申請又はコピーを提出する場合は原本証明を行うこと ^{*1}	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
業務主任者の証明書類（以下のいずれか1つ） ①屋外広告物講習会修了証書の写し ②屋外広告士の登録証・合格証の写し ③「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員免許状・ 技能検定合格書・職業訓練修了証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※法人の役員とは、株式会社または有限会社の取締役、委員会等設置会社の執行役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づくもの）、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、法人格のある組合の理事などをいい、監査役、監事、有限責任者、事務局長等は役員に含まれません。

《注^{*1}：登記事項証明書及び住民票の抄本の原本証明の方法》

コピーした書類の余白部に「この写しは原本に相違ありません」、「記入年月日」、「氏名（法人の場合は法人名と代表者氏名）」を記入のうえ「押印」したもの。

なお、登記（履歴）事項証明書にあっては、「代表者印」、住民票の抄本にあっては、住民票の本人の「個人印」を押印してください。

（例：登記（履歴）事項証明書）

この写しは原本に相違ありません。

××年×月×日 (株) ○○ 代表取締役 ○○○○○

代表

印

（例：住民票の抄本）

この写しは原本に相違ありません。

××年×月×日 ○○○○○ (住民票の本人) (直筆の場合、押印不要)

○ 個人の登録

<屋外広告業（新規・更新）登録申請に必要な書類>

書類の名称	郵送・持参	オンライン
屋外広告業登録申請書（第10号様式 第1面, 第2面, 第3面（※）） ※岐阜県収入証紙で納入する場合のみ。P5「3 登録手数料」を参照 ※岐阜県収入証紙で納入できるのは、令和8年9月末日まで。	○	オンラインで入力
誓約書（第11号様式）	○	オンラインで入力
登録申請者の住民票の抄本 ^{*1} 業務主任者の住民票の抄本 ^{*1} ・申請日から6ヶ月以内に取得したもの。 ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・オンライン申請又はコピーを提出する場合は原本証明を行うこと ^{*1}	○	○
略歴書（第12号様式）	○	オンラインで入力
業務主任者の証明書類（以下のいずれか1つ） ①屋外広告物講習会修了証書の写し ②屋外広告士の登録証・合格証の写し ③「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員免許状・ 技能検定合格書・職業訓練修了証の写し	○	○

登録申請者が未成年の場合、その法定代理人に関して、以下の書類の提出も必要です。

	法定代理人が個人	法定代理人が法人
・法定代理人の住民票の抄本 ^{*1}	○	
・法定代理人の略歴書	○	
・登録（履歴）事項証明書 ^{*1}		○
・当該役員の略歴書		○（役員全員分）

《注^{*1}：住民票の抄本の原本証明の方法》

コピーした書類の余白部に「この写しは原本に相違ありません」、「記入年月日」、「氏名」を記入のうえ住民票の本人の「個人印」を押印してください。

（例：住民票の抄本）

この写しは原本に相違ありません。

××年×月×日 ○○○○○（住民票の本人）



（直筆の場合、押印不要）

3 登録手数料

登録手数料は新規・更新ともに 10,000 円です。

【手数料の納付方法】

申請方法によって手数料の納入方法が異なります。以下の表をご確認のうえ、申請方法に応じた方法でお支払いください。

申請方法	手数料の納付方法	備考
郵送	岐阜県収入証紙	お持ちの岐阜県収入証紙 10,000 円分を屋外広告業登録申請書（第三面）に貼付してください。 ※岐阜県収入証紙の利用は令和 8 年 9 月末日まで
持参	窓口でのキャッシュレス決済	クレジットカード、QR コード、電子マネー決済等が可能です。申請書受付時に決済方法をご案内します。 県庁 1 階受付に屋外広告業の申請とお伝えいただき、11 階（都市政策課）にお越しください。
オンライン	オンライン決済	クレジットカード、PayPay による決済が可能です。 オンライン申請時に決済情報をご確認いただき、お支払いください。

※事業所が遠方かつオンライン申請も行うことが出来ない場合や、現金での納付をご希望の場合は、岐阜県都市政策課（TEL:058-272-8648）へ事前にご相談ください。

4 登録の拒否

登録申請者が次の欠格事項各号のいずれかに該当する者であるとき、又は屋外広告業登録申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録が拒否されます。

登録が拒否された場合、その理由とともに遅滞なくその旨が通知されます。

欠 格 事 項
1 岐阜県屋外広告物条例第42条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
2 屋外広告業者で法人であるものが岐阜県屋外広告物条例第42条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
3 岐阜県屋外広告物条例第42条第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
4 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
5 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
6 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
7 営業所毎に岐阜県屋外広告物条例第38条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

※ 岐阜県屋外広告物条例（抜粋）-----

（業務主任者の設置）

第38条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- 一 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 二 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- 三 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者
- 四 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- 五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する thingを行いうものとする。

- 一 この条例のその他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- 二 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- 三 第40条に規定する帳簿の記載に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（登録の取消し等）

第42条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- 二 第32条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第32条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

5 登録事項の変更 ※オンライン申請準備中

屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に知事に届け出なければなりません。

届出があった場合、当該届出に係る事項が4に述べる欠格事項の第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項は屋外広告業者登録簿に登録されます。

登録事項の変更の届出は別記第14号様式による屋外広告業登録事項変更届出書と下表に掲げる書類を提出してください。

(同時に複数の変更があり、添付書類が重複する場合は、1部の提出で結構です。)

変更事項	添付書類
・氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所	・個人の場合：住民票の抄本※ ² ・法人の場合：履歴事項証明書※ ² ・現在交付を受けている屋外広告業登録証
・岐阜県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）	・法人の場合：履歴事項証明書※ ²
・法人役員の氏名	・誓約書（辞任のみの場合は不要） ・履歴事項証明書※ ² ・当該役員の略歴書（辞任のみの場合は不要）
・法定代理人に関する事項	【法定代理人が個人の場合】 ・誓約書 ・法定代理人の住民票の抄本※ ² ・法定代理人の略歴書 【法定代理人が法人の場合】 ・誓約書 ・履歴事項証明書※ ² ・当該役員の略歴書
・営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	・当該業務主任者の住民票の抄本※ ² ・業務主任者の証明書類 (屋外広告物講習会修了証書の写しなど)

※登録事項の変更に当たらない場合

- ・登録を受けた個人事業者が法人化（法人成り）したときには、個人事業者について廃業の届出をするとともに、法人として新規の登録申請が必要です。
- ・また、登録を受けた個人事業者の死亡や代替わりにより相続人等が引き続き屋外広告業の営業を行おうとするときは、登録を受けた個人事業者について廃業の届出をするとともに、相続人等の方は新規に屋外広告業の登録を受けなければなりません。

«注^{※2)}：登記事項証明書及び住民票の抄本の提出について»

P3、P4に記載の内容と同一の取扱いとなりますので、ご参照ください。

6 屋外広告物業者の義務等

○ 標識の掲示

屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記第20号様式による標識を掲げなければなりません。

○ 帳簿の備付け等

屋外広告業者は、その営業所ごとに、別記第21号様式による帳簿を備え、これを保存しなければなりません。帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成することになります。（帳簿に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録され、かつ、必要に応じて屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録を持って帳簿への記載に代えることができます。）

屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければなりません。

○ 報告徴収、立入検査等

知事は屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます。

7 廃業等 ※オンライン申請準備中

屋外広告業者が下表の左欄のいずれかに該当することとなった場合においては、当該右欄に定める者は、その日（第1号の場合は、その事実を知った日）から30日以内に届け出なければなりません。これにより当該屋外広告業者に係る登録はその効力を失います。

廃業等の届出は別記第15号様式による屋外広告業廃業等届出書と現在交付を受けている屋外広告業登録証を提出してください。

死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
岐阜県の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

8 屋外広告業の登録

知事は、登録申請書の提出があったときは、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、登録申請書に記載の事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録します。（屋外広告業者登録簿は岐阜県都市政策課にて閲覧できます。また、登録業者の一覧は岐阜県都市政策課屋外広告物ホームページでも公開しています。）

【岐阜県屋外広告物ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>】

9 登録の抹消

屋外広告業者に係る登録がその効力を失ったとき、又は岐阜県屋外広告物条例第42条第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者に係る登録が抹消されます。

10 各申請書の記入方法について

申請書の記入方法については、岐阜県都市政策課屋外広告物ホームページにある各申請書等様式記入例を確認してください。

【岐阜県屋外広告物ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>】

11 その他

1 申請等の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00

（祝日、年末年始を除く）

F A X : 058-278-2544

e-mail : c11127@pref.gifu.lg.jp

2 行政不服審査制度について

(1) 申請等が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。

(2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。

(3) 審査請求の手続の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

